

別記1（募集要項 4.(3)及び 13.(4)関係）

令和2年9月19日～11月30日の期間中の収容定員の取り扱い

令和2年9月17日付け「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン(十二訂版)」を踏まえ、令和2年9月19日～11月30日に開催される公演の収容定員の要件について、下記のとおり取り扱いとします。

1 開催制限が緩和された内容

(A) 大声での歓声、声援等が想定されないもの

収容基準:収容定員の100%以内

(B) 大声での歓声、声援等が想定されるもの

収容基準:収容定員の50%以内

※異なるグループ間では座席を1席設け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容定員は50%を超えることがある。

2 本助成事業の取り扱い

(A)、(B)ともに収容定員の50%以内で公演を実施する場合は引き続き本助成制度の対象となります。

ただし、収容定員の50%以内を基本とし、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けないことによって収容定員の50%を超えた場合についても、助成対象とします。

※上記により収容定員の50%を超えて公演を実施する場合は、申請時に申告してください。